

## 京都大学次世代研究者育成支援事業の実施に関する規程

### (目的)

第1条 創造性豊かで、広い視野と柔軟な発想を持った次世代をリードする研究者を育成するため、各研究科等における育成に加え、又はこれを促進するための事業として、京都大学次世代研究者育成支援事業（以下「次世代研究者育成支援事業」という。）を実施する。

### (名称)

第2条 次世代研究者育成支援事業の名称は、白眉プロジェクトとする。

### (対象)

第3条 次世代研究者育成支援事業の対象は、人文学、社会科学及び自然科学の全分野の基礎研究から応用研究までの学術研究とする。

### (資格)

第4条 次世代研究者育成支援事業に採用することができる者は、博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学術研究能力を有する者とする。

### (選考方法)

第5条 次世代研究者育成支援事業に採用する者（以下「候補者」という。）の選考は公募に基づいて行うものとし、第16条から第22条までに定める伯楽会議による選考を経て、その推薦に基づき運営委員会（第11条から第15条までに定めるものをいう。以下第7条第3項において同じ。）が候補者を選考及び決定する。

### (実施方法)

第6条 京都大学（以下「本学」という。）に、次世代研究者育成支援事業を実施するため、次世代研究者育成センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターは、次世代研究者育成支援事業の企画運営を行うとともに、次条により雇用する教員の受入部局との協議調整その他次世代研究者育成支援事業の円滑な実施に関し必要な事項を処理する。

第7条 候補者として決定された者は、年俸制特定教員（准教授）又は年俸制特定教員（助教）として雇用する。

2 前項の規定により雇用された年俸制特定教員は、部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、第8節、第9節及び第11節に定める施設等をいう。以下同じ。））において研究に従事する。

3 前項の研究に従事する部局は、実施する研究の分野及び内容に応じて、候補者として決定するまでに、運営委員会が当該部局と協議調整のうえ定めるものとする。

### (事業の規模等)

第8条 次世代研究者育成支援事業により雇用する年俸制特定教員（准教授）及び年俸制特定教員（助教）は、年度当たり合計20名を上限とする。

2 次世代研究者育成支援事業により雇用する年俸制特定教員（准教授）及び年俸制特定教員（助教）の雇用期間は、5年間とする。

3 次世代研究者育成支援事業により雇用する年俸制特定教員（准教授）及び年俸制特定教員（助教）の給与その他の雇用条件は、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号）の定めるところによる。

4 次世代研究者育成支援事業により雇用する年俸制特定教員（准教授）及び年俸制特定

教員（助教）に対しては、その者が実施する研究の内容に応じ、研究費を措置する。

（センター長）

第9条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、本学の専任の教授のうちから、総長が指名する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、センターの所務を掌理する。

（センターの構成）

第10条 センターに、第7条第1項の規定により雇用する年俸制特定教員（准教授）又は年俸制特定教員（助教）を置き、必要に応じてその他の教職員を置くことができる。

（運営委員会）

第11条 センターに、その重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

第12条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) 総長が指名する理事

(3) 本学の専任教員 若干名

(4) その他センター長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第14条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会の委員長が定める。

（伯楽会議）

第16条 センターに、第5条の規定による候補者の選考及び推薦を行わせるため、伯楽会議を置く。

第17条 伯楽会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) センター長

(2) 総長が指名する理事

(3) 学外の有識者 若干名

(4) 本学の専任教員 若干名

(5) その他センター長が必要と認める者 若干名

2 前項第3号から第5号までの委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 伯楽会議に議長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。

第19条 伯楽会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 伯楽会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決す

る。

3 前2項に定めるもののほか、伯楽会議の議事の運営に関し必要な事項は、伯楽会議が定める。

第20条 伯楽会議に、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、伯楽会議が行う第5条の規定による候補者の選考及び推薦に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。

3 専門委員会には、必要に応じて第17条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。

4 専門委員会の委員は、総長が委嘱する。

5 専門委員会に委員長を置き、委員のうちから伯楽会議議長が指名する。

6 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、伯楽会議が定める。

第21条 伯楽会議及び専門委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第22条 第16条から前条までに定めるもののほか、伯楽会議に関し必要な事項は、伯楽会議議長が定める。

第23条 第9条から前条までに定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

(事務)

第24条 次世代研究者育成支援事業及びセンターに関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、次世代研究者育成支援事業の実施に関し必要な事項は、総長が指名する理事が定める。

附 則

1 この規程は、平成21年9月8日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、平成22年9月30日までとする。

3 この規程の施行後最初に委嘱する運営委員会委員及び伯楽会議委員の任期は、第12条第3項及び第17条第3項の規定にかかわらず、平成22年9月30日までとする。